

2024年度 香川大学教育学部編入学

論 述 試 験 問 題

学校教育教員養成課程（小学校教育コース 特別支援教育領域）

1. 監督員の「始め」という指示があるまで、問題用紙を開かないこと。
2. 「始め」の指示と同時に、解答用紙の所定の欄に受験番号を必ず書くこと。
3. 監督員の「やめ」の指示で直ちに筆記用具を置き、解答を終了すること。
4. 解答は1問毎に別様の解答用紙に記載すること。
5. 解答用紙には受験番号、解答以外のことを書き込まないこと。
6. 用事があるときは、黙って手を挙げて、監督員の指示を受けること。
ただし、問題の内容についての質問には応じない。
7. 解答用紙、下書用紙は試験終了後に提出すること。

「障害者基本法」の第 16 条第 3 項には「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。」とあります。これによつて、学校では交流および共同学習が進められ、相互理解のために障害理解教育が行われています。小中学校で行われる障害理解教育について、あなたの考えを述べてください。